

わたしの幸せ、 このまま続け。

目の前にある愛おしい時間にふと想う。
将来も同じように味わいたい幸せを
今よりすこし積極的に守っていかう。
話してみませんか、個人向け国債のこと。

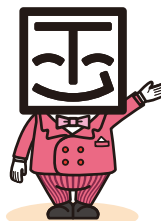


個人向け国債

JAPANESE GOVERNMENT BONDS

変動10 固定5 固定3

さっそく
始めてみよう！

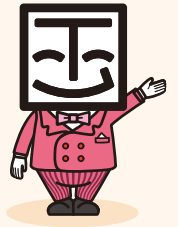


個人向け国債の個性ちゃん

コクサイ先生



その「もしも」にも、あの「まさか」にもビクともしない。
そんな抜群の安心感こそ、個人向け国債の一番の魅力。
まだまだ続くその人生に、ゆるぎない大きな安心をひとつ。



安心
01

満期までずっと
元本割れなし

経済情勢が変わっても、元本は変わらず。
ゆるぎのない資産として、
長期間、安心して運用することができます。

安心
02

元本も利子も
国がお支払い

満期時の元本のお返しも、
半年ごとの利子のお支払いも、
国が責任を持っています。

安心
03

最低金利保証
0.05%(年率)

実勢金利が低下しても、
0.05%(年率)の
最低金利を保証します。

安心
04

ご購入も中途換金も
1万円から

手軽に1万円からご購入でき、
発行後1年経過すれば、
いつでも1万円単位で
中途換金^{*}が可能です。

※直前2回分の各利子(税引前)
相当額×0.79685が差し引かれます。

安心
05

**年12回
毎月発行**

思い立ったその月に、
身近な金融機関で
ご購入いただけます。

個人向け国債の購入は、お近くの金融機関窓口でご相談ください。
詳しくは「個人向け国債ホームページ」をご覧ください。

ライフプランに合わせて3つの商品から選べます。

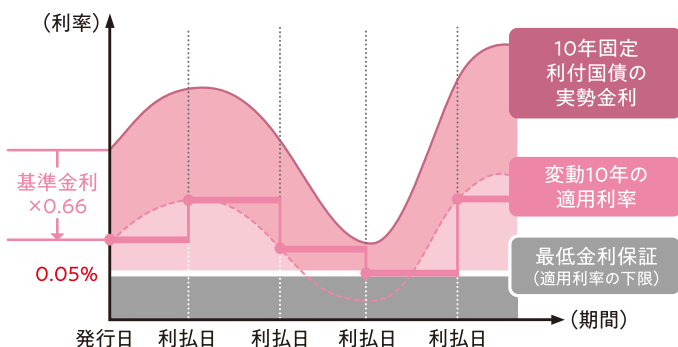
半年毎に金利が変化 変動金利型

変動金利型10年満期

変 動 10

実勢金利の動きに応じて半年毎に適用利率が変わり、そのときどきの受取利子の金額が増減します。

「変動10年」の金利イメージ



※グラフはイメージであり、今後の金利状況を予測するものではありません。

発行時の金利がきっちり続く 固定金利型

固定金利型5年満期

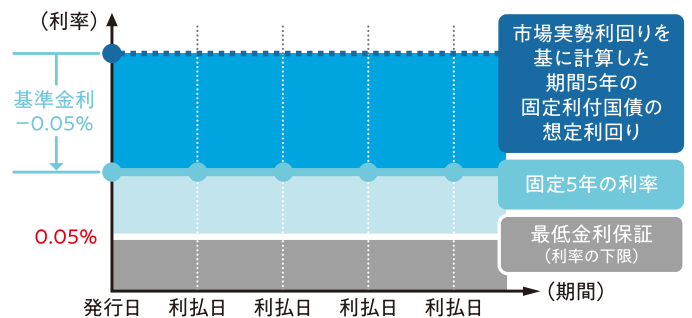
固 定 5

固定金利型3年満期

固 定 3

たとえば発行時の利率が1.0%であれば、固定3年なら3年間、固定5年なら5年間、1.0%（税引前）の利子がもらえるので、発行された時点で満期時まで支払われる利子や元本の金額が確定しています。

「固定5年」の金利イメージ



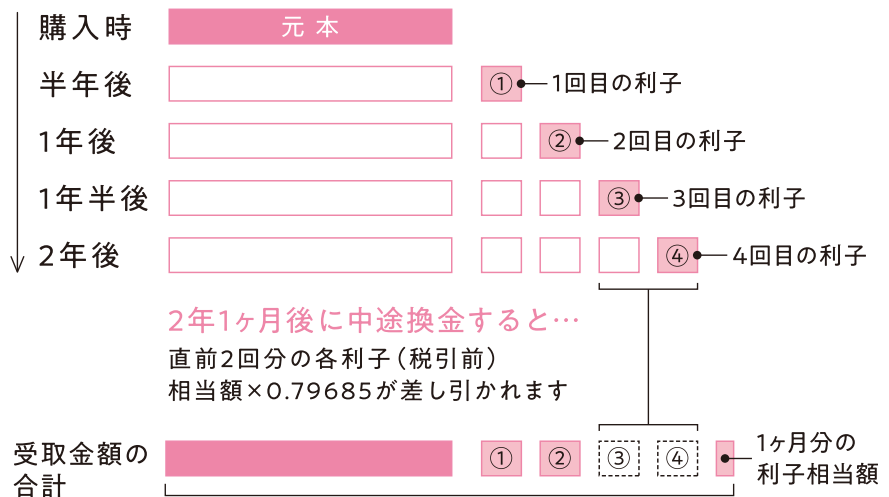
※固定3年の利率は、基準金利-0.03%です。

中途換金のしくみ

額面金額+経過利子相当額-中途換金調整額
〔直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685〕

発行から1年が経過すれば中途換金することができます。その場合の換金金額は、右記のようになります。

中途換金イメージ



※利子の大きさはイメージです。「変動10年」は、半年毎に利率が変わります。

※中途換金の換金金額は、おおむね3営業日後に支払われます（詳しくは中途換金を申し込まれた金融機関にお尋ねください）。

個人向け国債の商品性の比較

商品名	変動金利型10年満期 変 動 10	固定金利型5年満期 固 定 5	固定金利型3年満期 固 定 3
満 期	10年	5年	3年
金利タイプ	変動金利	固定金利	固定金利
金利設定方法 ^{*1}	基準金利 × 0.66 ^{*2}	基準金利 - 0.05% ^{*3}	基準金利 - 0.03% ^{*3}
金利の下限	0.05% (年率)		
利子の受け取り	半年毎に年2回		
購入単位 (販売価格)	最低1万円から1万円単位 (額面金額100円につき100円)		
償還金額	額面金額100円につき100円 (中途換金時と同じ)		
中途換金	発行後1年経過すれば、いつでも中途換金可能 ^{*4} 直前2回分の各利子 (税引前) 相当額 × 0.79685 が差し引かれます。 ^{*5}		
発行月 (発行頻度)	毎月 (年12回)		

^{*1} 国債の利子は、受取時に20.315%分の税金が差し引かれます。ただし「障害者などの非課税貯蓄制度 (いわゆるマル優、特別マル優)」の適用を受け、非課税とすることができます。この制度については、税務署などにお問い合わせください。^{*2} 基準金利は、利子計算期間開始日の前月までの最後に行われた10年固定利付国債の入札 (初回利子については募集期間開始日までの最後に行われた入札) における平均落札利回り。^{*3} 基準金利は、募集期間開始日の2営業日前において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年または3年の固定利付国債の想定利回り。^{*4} 中途換金の特例：災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合、又は保有者本人が亡くなられた場合には、上記の期間にかかわらず中途換金できます。^{*5} 直前2回分の各利子 (税引前) 相当額に0.79685を乗じているのは、国債の利子の受取時に20.315%分の税金が差し引かれているためです。

カンタン！ 購入 3 STEP

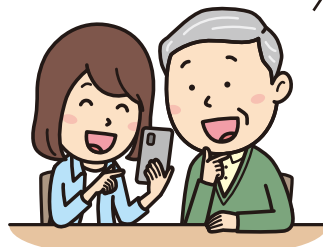
STEP 1



取扱金融機関をチェック！

個人向け国債は、証券会社、銀行、郵便局などの金融機関で購入が可能です。インターネットで購入できる金融機関もあります。普段お使いの普通預金口座を開設した支店であれば、初回の手続きが簡潔に行えます。

カンタン検索！



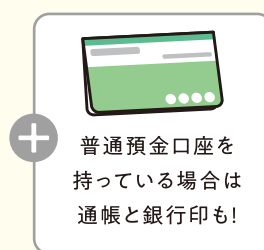
取扱
金融機関を
チェック



STEP 2



持ち物を準備して、金融機関へ



STEP 3



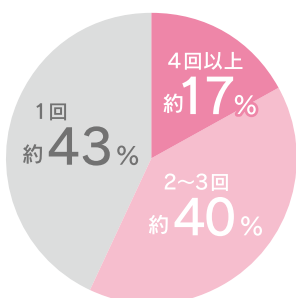
専用口座を開設していよいよ購入！

金融機関の担当者がしっかり説明してくれるので安心です。

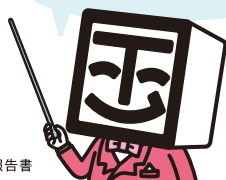


個人向け国債ユーザーに聞きました！

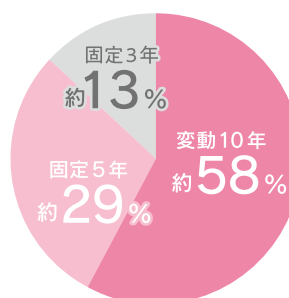
Q 個人向け国債購入リピート率は？



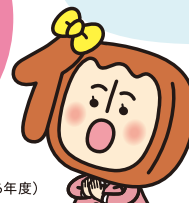
半数以上の方が
リピートしているのは、
安心だね！



Q 商品別の購入比率は？



変動10年が多いね。



【出所】令和6年度国債広告の効果測定に関する調査報告書

【出所】個人向け国債の発行額の推移(令和6年度)



コクサイ先生に聞いてみよう!

- Q 個人向け国債は元本割れしますか? A 満期時の元本のお返しも、半年毎の利子の支払いも、国が責任を持って行いますので、元本割れすることはありません。
- Q 個人向け国債は、いくらから購入できますか? A 1万円から1万円単位で購入できます。
- Q 個人向け国債は中途換金できますか? A 個人向け国債は、発行後1年経過すれば、いつでも、一部または全部を中途換金することができます。
- Q 個人向け国債の金利はマイナスまで下がりますか? A 個人向け国債は、個人の方に安心して購入してもらえるよう、最低でも0.05% (年率) の金利が保証されています。
- Q 個人向け国債はどこで買えますか? A 個人向け国債は、証券会社、銀行、郵便局などの金融機関で購入できます。また、インターネットなどで購入できる金融機関もあります。

さらに深く! 詳しく!

コクサイ先生に聞いてみよう!



- Q いつ、購入できますか? そのときの手続きは? A 「変動10年」「固定5年」「固定3年」のすべての銘柄について、毎月募集・発行しています。募集期間は、月の初旬から月末営業日までのおおむね1ヶ月間です。ご購入の際には、購入代金、印鑑、本人確認書類(免許証など)、マイナンバーが記載されている書類などが必要です。手続きについては金融機関にお問い合わせください。
- Q 受け取る利子に、税金はかかりますか? A 個人向け国債を含む国債の利子は、受取時に20.315%分の税金が差し引かれます。ただし、遺族年金の受給者や、身体障害者手帳の交付を受けている方などは、「障害者などの非課税貯蓄制度(いわゆるマル優、特別マル優)」の適用を受け、非課税とすることができます。この制度については税務署などにお問い合わせください。
- Q 譲渡や相続をすることはできますか? A 1万円から1万円単位で譲渡や相続ができます。個人間であればいつでも譲渡することができます。また、保有者がお亡くなりになられた場合は、相続人の方の口座へ移管することも可能です。金融機関によっては取り扱いが異なる場合がありますので、手続きについてはお取引のある金融機関にお問い合わせください。



スペシャルムービー公開中!



金利などについての情報は

詳しくは特設サイトで!

個人向け国債

検索

お取扱い先
一覧



※本パンフレットに記載されている情報は令和7年5月現在のものです。

[ご注意ください]手数料・リスクなどについて

※国債の利子は、受取時に20.315%分の税金が差し引かれます。※個人向け国債には、その発行から、1年間の中途換金禁止期間があります。その後は額面金額で中途換金できます。※中途換金する場合、額面金額に経過利子相当額を加えた金額から、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685の中途換金調整額が差し引かれます。なお、額面金額に経過利子相当額を加えた金額から、中途換金調整額を差し引いた金額が、中途換金した場合における所得税の計算上の収入金額となります。※個人向け国債の購入に際しては、購入対価のみをお支払いいただき、手数料はかかりません。※個人向け国債を含む国債は、金融機関に開設された国債の振替口座で管理されることとなりますが、金融機関によっては、口座の開設あるいは口座の維持などに際して、手数料が必要となることがあります。※個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。※お取引にあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。

以下のスペースは、取扱金融機関の記載欄です。